

# 障害者トライアル雇用に関する助成内容を拡充しました

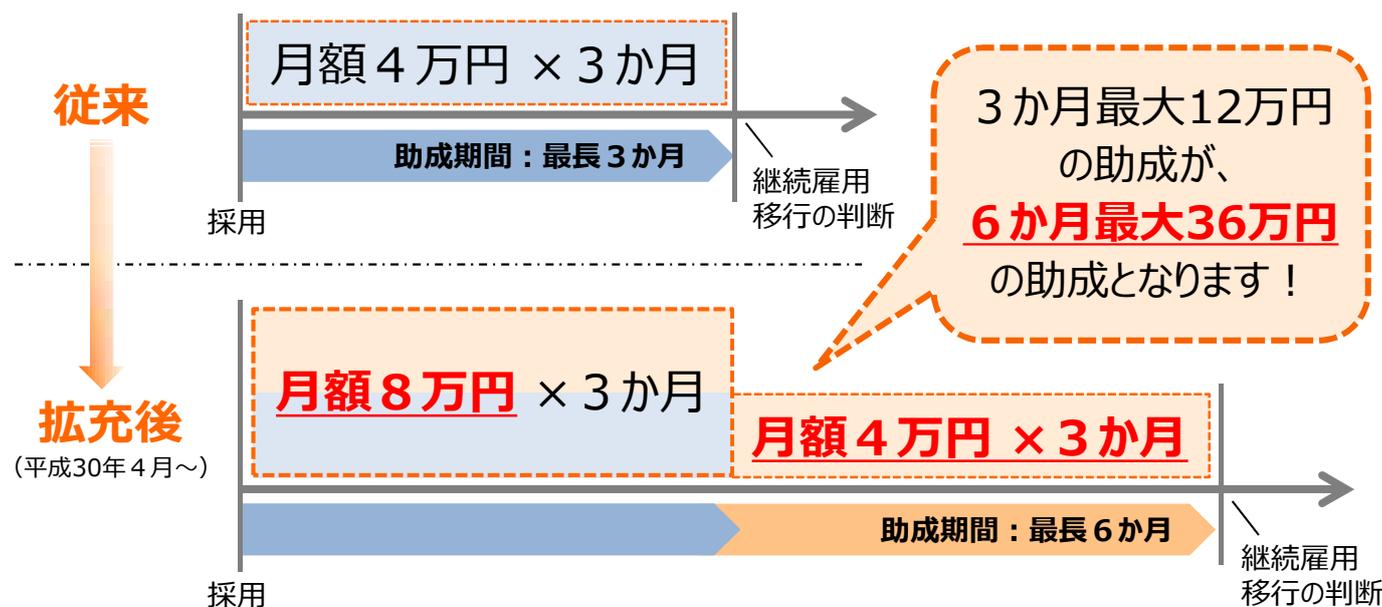
## ～ 精神障害者に対する助成額、支給期間を拡充 ～

「障害者トライアル雇用」は、障害者を試行的に雇用することで、適性や能力を見極め、継続雇用のきっかけとしていただくことを目的とした制度です。

この制度のご利用に当たっては助成金を受けることができ、**平成30年4月から**、その助成金のうち**精神障害者の試行雇用に対する助成内容を拡充**しました。

事業主の皆さまからは「労働者の適性を確認した上で継続雇用へ移行することができ、障害者雇用への不安を解消することができる」とのご意見をいただいています。障害のある方を雇用される際は、ぜひ本助成金をご活用ください。

### 拡充内容



- ※ 精神障害者以外を雇用する場合は、これまでどおり月額最大4万円（最長3か月）です。
- ※ 精神障害者のトライアル雇用期間は最長12か月まで設定できます。精神障害者以外は原則3か月です。
- ※ 助成金を支給するに当たっては他にも要件があります。詳しくは労働局・ハローワークにお尋ねください。

### 短時間であれば働ける障害者のためには、 「障害者短時間トライアル雇用」をご活用ください。

精神障害者や発達障害者で、初めは週20時間以上の就業時間での勤務が難しい方を雇用する場合、週10～20時間の勤務から開始し、職場への適応や体調に応じ、試行雇用期間中に週20時間以上を目指す「障害者短時間トライアル雇用」があり、制度のご利用に当たっては助成金が支給されます。

平成30年4月から、この助成金支給額も**月額最大4万円（最長12か月間）**に拡充されます。

